



參考資料

参考資料

1 いたばし健康プラン（第二次）の基本方針・分野別の最終評価

① 健康意識を高める

区民の行動目標	指標	対象	策定時	中間時	最終値	目標値	評価
生活習慣病が大きな病気の原因となることを知る 判定 C	がんの原因となることを知っている	成人期	90.7%	92.2%	71.8%	増やす	後退
	脳卒中の原因となることを知っている		83.9%	83.7%	71.6%		後退
	心臓病の原因となることを知っている		81.0%	77.0%	68.7%		後退
	糖尿病の原因となることを知っている		90.6%	90.9%	88.1%		後退
	COPD を知っている		17.9%	13.3%	27.0%		改善
適正体重を知る 判定 C	適正体重を知っている人	青年期	-	56.8%	75.0%	増やす	改善
		成人期	76.9%	79.9%	75.5%		後退
		シニア期	83.9%	81.6%	71.0%		後退
むし歯と歯周病についての知識を深める 判定 A	3歳児う蝕有病者率	3歳児	15.4%	10.5%	4.7%	12%以下	改善 (目標達成)
	12歳児永久歯のう蝕経験者率	12歳児	36.0%	18.4%	21.9%	22%以下	改善 (目標達成)
	40歳の歯周疾患有病者率	成人期	37.7%	34.0%	29.0%	25%以下	改善
	60歳での平均現在歯数(本)	成人期	25.15	26.34	26.98	26以上	改善 (目標達成)
こころの病気に関心をもつ 判定 A	こころの病気に関心をもつ人の割合	成人期	66.6%	65.1%	69.4%	増やす	改善

区民の行動目標	指標	対象	策定時	中間時	最終値	目標値	評価
ワーク・ライフ・バランスを実現する 判定 C	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の周知度	学 齡 期	—	32.9%	78.6%	増やす	改善
		青 年 期	—	62.4%	63.2%		横ばい
		成 人 期	—	32.9%	25.7%		後退
	区が行うワーク・ライフ・バランスの取組の認知度	学 齡 期	—	6.1%	7.8%	増やす	改善
		青 年 期	—	4.8%	1.9%		後退
		成 人 期	—	9.4%	3.1%		後退
	ワーク・ライフ・バランスを意識している人の割合	学 齡 期	—	43.9%	51.0%	増やす	改善
		青 年 期	—	53.2%	46.9%		後退
		成 人 期	—	35.0%	24.7%		後退
	ワーク・ライフ・バランスを実現している人の割合	学 齡 期	—	44.8%	58.6%	増やす	改善
		青 年 期	—	47.4%	39.2%		後退
		成 人 期	—	43.6%	21.2%		後退

② 正しい生活習慣を実践する

区民の行動目標	指標	対象	策定時	中間時	最終値	目標値	評価	
ア 栄養・食生活	朝食を毎日食べる・欠食しない 判定 B	乳幼児期	89.7%	98.3%	91.6%	100%に近づける	改善	
		小 学 生	90.0%	91.0%	89.7%		横ばい	
		中 学 生	90.9%	86.0%	85.9%		後退	
		青 年 期	66.4%	88.3%	73.1%	80%以上	改善	
		成 人 期	78.8%	71.2%	68.9%	85%以上	後退	
	主食・主菜・副菜がそろった食事をとる 判定 B	バランスのよい食事を毎日2回以上とるようにしている人の割合	成 人 期	55.6%	54.5%	51.3%	80%以上	後退
			シニア期	73.2%	79.1%	75.8%		改善
	食事の塩分を減らす 判定 A	食品中の塩分を確認している人の割合	成 人 期	56.7%	65.1%	58.1%	増やす	改善
			シニア期	68.7%	78.4%	75.5%		改善

区民の行動目標		指標	対象	策定時	中間時	最終値	目標値	評価	
ア 栄 養 ・ 食 生 活	野菜の摂取量を増やす 判定 C	野菜を意識的に多く食べるようにしている人の割合	成人期	13.4%	14.2%	9.4%	増やす	後退	
			シニア期	20.6%	24.0%	12.7%		後退	
	定期的に体重を量る 判定 C	週1回以上体重を量る人の割合	乳幼児期	74.9%	80.6%	86.9%	90%以上	改善	
			学齢青年期	25.0%	26.2%	23.3%	50%以上	後退	
			成人期	52.8%	47.6%	37.6%	75%以上	後退	
			シニア期	49.2%	48.7%	43.8%	65%以上	後退	
	食育推進項目（食育推進計画で設定した目標指標）								
	共食の機会を増やす 判定 C	共食する子どもの割合	乳幼児期	-	95.8%	92.2%	100%に近づける	後退	
			小学生	73.5%	77.0%	65.7%		後退	
			中学生	-	75.7%	59.2%		後退	
	食品の表示を活用する 判定 A	食品表示を活用する人の割合	小学生	28.8%	50.6%	48.6%	50%以上	改善	
			中学生	12.2%	47.4%	42.1%		改善	
			青年期	12.5%	37.3%	36.4%		改善	
			成人期	28.1%	60.3%	58.4%		改善 (目標達成)	
シニア期			53.4%	55.0%	54.2%	64%以上	横ばい		
食生活を実践する力を身につける 判定 A	食事バランスを理解し、食事を整えることができる人の割合	中学生	-	59.1%	83.5%	増やす	改善 (目標達成)		
		青年期	-	54.9%	65.3%		改善 (目標達成)		
		成人期	65.7%	70.2%	72.6%		改善 (目標達成)		
食の大切さや食文化を伝える 判定 C	食の大切さや食文化を子どもたちへ伝えている人の割合	成人期	-	35.1%	34.4%	増やす	後退		
		シニア期	-	43.2%	35.6%		後退		

区民の行動目標		指標	対象	策定時	中間時	最終値	目標値	評価	
イ 運動	運動習慣をつける 判定 A	運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合	小学生男子	61.8%	90.9%	83.9%	増加傾向へ	改善	
			小学生女子	44.3%	89.3%	81.0%		改善	
		運動習慣（1回30分、週2回、1年以上の運動）のある人の割合	成人期男性	14.9%	27.6%	37.3%	36%以上	改善（目標達成）	
			成人期女性	12.5%	27.8%	24.9%	33%以上	改善	
			シニア期男性	25.2%	50.6%	48.4%	58%以上	改善	
			シニア期女性	25.3%	47.1%	58.3%	48%以上	改善（目標達成）	
	日常生活で歩く習慣をつける 判定 C	1日の平均歩数	成人期男性	7,416歩	7,332歩	6,166歩	9,000歩	後退	
			成人期女性	7,301歩	6,427歩	5,863歩	8,500歩	後退	
			シニア期男性	5,392歩	5,886歩	5,036歩	7,000歩	後退	
			シニア期女性	5,843歩	4,936歩	4,854歩	6,000歩	後退	
ウ 睡眠・休養	十分な睡眠をとる 判定 C	21時までに就寝している人の割合	乳幼児期	27.2%	45.6%	40.9%	55%以上	改善	
		22時までに就寝している人の割合	小学生	41.2%	44.1%	40.8%		横ばい	
		睡眠によって十分な休養がとれている人の割合	成人期	63.7%	66.4%	60.0%	増やす	後退	
	シニア期		84.3%	81.4%	74.6%	後退			
エ 飲酒	未成年、妊娠中・授乳中はお酒を飲まない 判定 A	過去にお酒を飲んだ経験のある人の割合	青年期	23.0%	7.9%	14.3%	0%	改善	
		妊娠中・授乳中にお酒を飲んだことのある人の割合	4か月児健診を受診した母親	妊娠中					改善（目標達成）
				0.6%	1.4%	0.0%			
				授乳中					
8.1%	2.5%	6.4%	改善						

区民の行動目標		指標	対象	策定時	中間時	最終値	目標値	評価		
エ 飲酒	飲酒の適量を知り、飲みすぎない 判定 A	生活習慣病のリスクが高まる量を飲酒している人の割合	成人 男性	27.1%	39.0%	15.3%	20%以下	改善 (目標達成)		
			成人 女性	24.5%	51.3%	10.1%	18%以下	改善 (目標達成)		
オ 喫煙	たばこを吸わない 判定 B	喫煙経験のある人の割合	青年期	2.7%	1.1%	4.2%	0%	後退		
			4か月児健診を受診した母親	1.4%	2.0%	0.0%		改善 (目標達成)		
	禁煙に取り組む 判定 A	喫煙率	成人 期 シニア 期	17.5%	15.7%	14.8%	12%以下	改善		
				家庭 職場 学校 飲食店 遊技場 行政機関 医療機関	成人 期 シニア 期	21.2%	19.0%	11.2%	減らす	改善
						43.1%	37.0%	14.6%		改善
						5.3%	4.2%	0.5%		改善
						68.8%	57.9%	24.5%		改善
						53.1%	37.6%	6.9%		改善
						8.8%	6.0%	0.6%		改善
						6.6%	5.0%	0.7%		改善
受動喫煙防止に取り組んでいる人の割合	成人 期 シニア 期	—	79.4%	92.9%	増やす	改善				
受動喫煙が及ぼす害について知り、防止に取り組む 判定 A	がん・脳卒中・心臓病のリスクが高まっているということを知っている人の割合	学 齢 期 青 年 期 成 人 期 シニア 期	—	94.7%	92.4%	増やす	後退			
	乳幼児突然死症候群(SIDS)のリスクが高まる、胎児の発育に悪影響を及ぼすということを知っている人の割合	学 齢 期 青 年 期 成 人 期 シニア 期	—	83.6%	82.1%	増やす	後退			
カ 歯と口の健康	歯や歯肉を観察する 判定 A	週1回以上、子どもの歯を観察する人の割合	3歳児健診を受診した保護者	82.1%	91.1%	88.9%	100%に近づける	改善		

区民の行動目標		指標	対象	策定時	中間時	最終値	目標値	評価
カ 歯 と 口 の 健 康	食後は 歯みがき をする 判定 A	食後は 歯みがきをする (1日3回以上)	小学生	15.9%	16.5%	15.0%	50%以上	横ばい
			中学生	12.5%	14.5%	15.8%		改善
		1日1回は丁寧に歯をみがく人の割合	青年期	79.3%	96.3%	92.8%	100%に 近づける	改善
			シニア期	87.6%	88.6%	89.1%		横ばい
		歯間清掃用具を使用している人の割合	成人期	42.0%	42.5%	61.3%	60%以上	改善 (目標達成)
	よくかんで食べる 判定 A	しっかりかんで食べている人の割合	成人期	39.4%	40.2%	50.0%	60%以上	改善
シニア期			53.0%	51.6%	55.5%	80%以上	改善	
キ ン コ ロ	不安、悩み、ストレスにうまく対処する 判定 A	不安、悩み、ストレスにうまく対処できている人の割合	小学生	-	45.1%	48.9%	増やす	改善
			中学生	-	36.3%	46.4%		改善
			青年期	-	68.1%	68.2%		横ばい
			成人期	69.8%	74.9%	71.2%		改善
			シニア期	79.9%	80.7%	80.4%		改善
	悩みを相談できる人をもつ 判定 A	悩みを相談できる人がいる割合	小学生	-	73.9%	88.8%	増やす	改善
			中学生	-	75.1%	84.8%		改善
			青年期	-	88.6%	89.0%		横ばい
			成人期	-	81.0%	80.3%		後退
			シニア期	-	73.4%	75.3%		改善

③ 自らの健康管理ができる

	区民の行動目標	指標	対象	策定時	中間時	最終値	目標値	評価
ア 定期的な健康チェック	健診・歯科検診・がん検診を受ける 判定C	健康診査受診率	国保加入者(40~74歳)	45.1%	48.0%	46.0%	特定健康診査等実施計画による	横ばい
		過去1年間に健康診断を受けた人の割合	成人期前期高齢者	73.7%	76.0%	83.5%	増やす	改善
		歯科検診受診者数	成人歯科検診	3,535人	3,499人	2,987人		後退
		定期的に歯科を受診している人の割合	成人期前期高齢者	38.8%	45.2%	55.2%		改善
		がん検診(胃がん)受診者数	成人期シニア期	6,467人(3.2%)	4,655人(2.9%)	4,416人(4.4%)		後退
		がん検診(肺がん)受診者数	成人期シニア期	5,858人(2.7%)	4,949人(2.7%)	3,701人(2.0%)		後退
		がん検診(大腸がん)受診者数	成人期シニア期	76,123人(36.2%)	81,499人(40.7%)	66,740人(35.4%)		後退
		がん検診(子宮がん)受診者数	成人期シニア期	10,763人(14.8%)	10,007人(12.7%)	8,997人(13.2%)		後退
		がん検診(乳がん)受診者数	成人期シニア期	7,852人(14.0%)	7,103人(12.6%)	6,715人(12.6%)		後退
イ 病気と事故の予防	予防接種を受ける 判定B	定期接種接種率(麻しん風しん混合第2期)	乳幼児期	92.0%	91.2%	88.3%	100%に近づける	後退
		定期接種接種率(二種混合『DT』第2期)	学齢期 青年期	74.8%	65.9%	81.4%		改善
	事故の予防 判定A	家庭内での事故予防対策をしている割合	乳幼児期	-	90.8%	95.1%	増やす	改善
			シニア期	60.2%	64.3%	71.0%		改善
		交通ルールを守っている割合	小学生	70.4%	82.0%	87.7%	100%に近づける	改善

区民の行動目標		指標	対象	策定時	中間時	最終値	目標値	評価
ウ 早期発見・早期治療	かかりつけ医・ 歯科医・薬剤師 をもつ 判定 C	かかりつけ 医をもつ人 の割合	乳幼児期	83.5%	91.5%	85.6%	100%に 近づける	改善
			成人期	45.9%	41.9%	56.9%		改善
			シニア期	83.3%	80.3%	81.4%		後退
		かかりつけ 歯科医をも つ人の割合	乳幼児期	-	52.7%	48.0%		後退
			成人期	63.3%	59.4%	61.6%		後退
			シニア期	81.0%	72.0%	72.8%		後退
	治療を継続する 判定 A	(疾患あり の人) 治 療・服薬を 継続してい る人の割合	成人期	42.9%	41.2%	54.2%	増やす	改善
			シニア期	73.9%	83.7%	89.6%		改善

④ 健康を支える環境をつくる

区民の行動目標		指標	対象	策定時	中間時	最終値	目標値	評価	
ア 地域とのつながり	自分の住む 地域とつな がりをもつ 判定 C	自分の住む 地域とのつな がりをも つ人の割合	あいさつ をする	成人期 シニア期	65.1%	68.0%	54.5%	増やす	後退
			グループ 活動に 参加する	成人期 シニア期	34.9%	38.9%	26.6%		後退
			地域の 安全を 見守る	成人期 シニア期	10.1%	9.4%	6.7%		後退
イ 健康づくり活動	地域の活動 に主体的に 関わる 判定 A	健康づくりを目的 とした活動に 主体的に関わる	成人期	28.7%	23.1%	37.4%	増やす	改善	
			シニア期	35.3%	32.7%	49.6%		改善	

2 東京都板橋区健康づくり推進協議会要綱

(平成9年2月28日区長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区健康づくり推進協議会条例（平成8年板橋区条例第37号。以下「条例」という。）第9条により東京都板橋区健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 協議会委員（以下「委員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(委員)

第3条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 医療その他関係機関を代表する者 10名以内
- (2) 学識経験のある者 10名以内
- (3) 区民を代表する者 10名以内

(委嘱手続)

第4条 委員の選任に際しては、本人から承諾書（別記様式）を徴する。

2 区長は意思決定後、委員に対し発令通知書を交付する。

(会議の公開)

第5条 会議は公開とする。ただし、協議会が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

2 会長は、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人が守るべき事項)

第6条 前条により会議を公開する場合には、傍聴人は会長の指示に従うとともに静粛を旨とし次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴人は、傍聴人名簿に所要事項を記入し、係員の指示に従うこと。
 - (2) 会議の会場において写真等を撮影し、又は録音その他の方法により記録をとってはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た場合は、この限りではない。
 - (3) 発言に対して批判を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- 2 会長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合、又は指示に従わない場合には、退場を命ずることができる。
- 3 傍聴人は、会長に退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。
- 4 会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は会議を傍聴することはできない。

(会議録)

第7条 会長は、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

- (1) 開催日時、会場、出席した委員等の氏名、議題、配布資料名
- (2) 会議の概要

(3) その他会長が必要と認める事項

2 会議録は、公開とする。ただし、協議会が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

(小委員会)

第7条の2 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に小委員会を設置することができる。

2 小委員会は、協議会委員の内から会長が指名した者11名以内、健康生きがい部長及び保健所長で構成する。

3 委員長は、会長が指名する。

4 委員長は、小委員会の会務を総理する。

5 副委員長は、健康生きがい部長の職にある者をもって充てる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 小委員会は、条例第2条に規定する事項のうち会長が指名した事項について調査検討する。

8 小委員会は、委員長が招集する。

(幹事会)

第7条の3 協議会の下に、幹事会を設置する。

2 幹事会は、別表により選出された者で構成する。

3 幹事会は、健康増進法に基づく健康増進事業の実施について協議する。

(委任)

第8条 協議会の運営について、この要綱に定めのない事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、平成9年2月28日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成18年5月8日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成20年6月1日から施行する。

別表

選出範囲	選出する者（職務名）
医療関係	板橋区医師会公衆衛生理事（3名以内）
	板橋区歯科医師会（2名以内）
区職員	健康生きがい部（板橋区保健所）健康推進課長
	健康生きがい部（板橋区保健所）健康福祉センター所長（1名）
	健康生きがい部生きがい推進課長
	健康生きがい部おとしより保健福祉センター所長

3 板橋区こころといのちの連絡協議会設置要綱

令和6年8月8日 区長決定

(設置)

第1条 板橋区における自殺対策及び精神保健福祉活動について、関係機関が連携・協力して総合的かつ効果的な推進を図るため、板橋区こころといのちの連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる分野に従い、それぞれ当該各号に掲げる事項について協議する。

(1) 自殺対策 次に掲げる事項

- ア 板橋区自殺対策計画の策定に関する事。
- イ 自殺の発生状況・背景についての情報共有に関する事。
- ウ 板橋区自殺対策計画の推進及び関係施策の連携に関する事。
- エ 板橋区自殺対策計画の評価に関する事。
- オ その他板橋区自殺対策計画の総合的な推進に関する事。

(2) 精神保健福祉 次に掲げる事項

- ア 関係機関、団体等との協力体制の整備、調整に関する事。
- イ 精神保健福祉に係る知識の普及啓発に関する事。
- ウ その他精神保健福祉施策の推進に必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 協議会は、委員35名以内をもって構成し、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療・福祉関係者
- (3) 法律・労働機関関係者
- (4) 民間団体
- (5) 当事者団体
- (6) 関係行政機関・区職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開 催)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として公開で行うものとする。ただし、協議会の決定により、非公開とすることができる。

(専門部会の設置)

第7条 協議会のもとに、専門的な事項を検討するための部会を置くことができる。

(謝 礼)

第8条 委員については、謝礼を支払うことができる。

(庶 務)

第9条 協議会の庶務は、健康生きがい部健康推進課において処理する。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、区長決定の日から施行する。

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

3 板橋区地域精神保健福祉連絡協議会設置要綱（平成22年8月1日区長決定）及び板橋区自殺対策地域協議会設置要綱（平成30年10月15日区長決定）は、廃止する。

4 各協議会開催日程及び委員名簿

(1) 東京都板橋区健康づくり推進協議会

実施回		開催日	審議事項
令和 6年度	第2回	令和7年2月5日(水)	【仮称】いたばし健康プラン2030(板橋区健康づくり21計画)の策定方針について 令和6年度板橋区区民健康意識調査の実施報告について
令和 7年度	第1回	令和7年6月24日(火)	【仮称】いたばし健康プラン2030(板橋区健康づくり21計画)の骨子案について
	第2回	令和7年9月11日(木)	【仮称】いたばし健康プラン2030(板橋区健康づくり21計画)の素案について
	第3回	令和7年12月16日(火)	いたばし健康プラン2030(板橋区健康づくり21計画)の原案について

(2) 板橋区こころといのちの連絡協議会

実施回		開催日	審議事項
令和 6年度	第1回	令和7年1月7日(火)	「(仮称)板橋区いのちを支える地域づくり計画2030」策定の方向性について
令和 7年度	第1回	令和7年6月16日(月)	「(仮称)板橋区いのちを支える地域づくり計画2030」骨子案
	第2回	令和7年9月1日(月)	「(仮称)板橋区いのちを支える地域づくり計画2030」素案
	第3回	令和7年12月15日(月)	「板橋区いのちを支える地域づくり計画2030」原案



【健康づくり推進協議会における
計画の諮問の様子】
(左：長嶺保健所長 右：秋下会長)

(3) 東京都板橋区健康づくり推進協議会名簿

(敬称略)

No.	氏名	区分	団体・役職	区分	備考
1	秋下 雅弘	学識経験者	東京都健康長寿医療センター 理事長 兼 センター長	会長	
2	畑 明宏		東京都立病院機構東京都立豊島病院 院長	委員	
3	兼板 佳孝		日本大学医学部社会医学系公衆衛生学分野 教授	委員	
4	柴田 茂		帝京大学医学部内科学講座 教授	委員	
5	宇和川 小百合		東京家政大学 准教授	委員	
6	齋藤 英治		板橋区医師会 会長	副会長	
7	小林 顕		板橋区歯科医師会 会長	委員	R7.6まで
	須藤 豊哉				R7.6から
8	佐藤 美枝子		みえこ女性クリニック 院長	委員	
9	西村 由紀		特定非営利活動法人メンタルケア協議会 副理事長	委員	
10	加藤 重好	関係機関	板橋区薬剤師会 副会長	委員	
11	石井 邦興		板橋区食品衛生協会 副会長	委員	R7.12まで
	本橋 金一				R7.12から
12	濱田 かつ子		板橋区環境衛生協会 副会長	委員	R7.9まで
	森澤 恵子		板橋区環境衛生協会 赤塚支部 支部長		R7.9から
13	三原 和典		板橋区向原幼稚園 副園長	委員	
14	安井 敦子		板橋区民生・児童委員協議会 徳丸地区 会長	委員	
15	武田 雅之		板橋区中学校長会	委員	
16	高田 美種	板橋区町会連合会 副会長	委員		
17	土田 保年	板橋区シニアクラブ連合会 会長	委員	R7.6まで	
	松原 清			R7.6から	
18	小井土 治子	板橋フリー栄養士会 副会長	委員		
19	祢津 喜久子	傾聴ボランティア こだまの会 相談役	委員		
20	渡邊 理津子	板橋区手をつなぐ親の会 会長	委員		
21	高橋 智英子	板橋区肢体不自由児者父母の会 会長	委員		
22	横田 しずえ	健康づくりひろめ隊	委員		
23	本多 恭子	公募委員	委員		
24	笹原 みか	公募委員	委員		

(4) 板橋区こころといのちの連絡協議会名簿

(敬称略)

No.	氏名	区分	団体・役職	区分
1	西村 由紀	学識経験者	特定非営利活動法人メンタルケア協議会副理事長	会長
2	石川 美加		一般財団法人精神医学研究所附属東京武蔵野病院院長	委員
3	奥村 正紀		地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立豊島病院精神科部長	委員
4	中村 満		医療法人社団翠会成増厚生病院院長	委員
5	吉野 正俊		公益社団法人板橋区医師会副会長	委員
6	保坂 洋二		一般社団法人板橋区薬剤師会会長	委員
7	齋藤 百枝美		東京薬科大学客員教授	委員
8	コレット 美喜	一般委員	一般財団法人精神医学研究所附属東京武蔵野病院地域医療連携センター副センター長看護部看護部長	委員
9	有吉 直人		医療法人社団翠会成増厚生病院看護部副部長	委員
10	向山 龍太		訪問看護ステーションルピナス	委員
11	相賀 佳代子		公益社団法人東京都助産師会板橋地区分会会長	委員
12	田口 晋		権利擁護いたばしサポートセンター所長	委員
13	時任 則子		板橋区常盤台地区民生・児童委員協議会会長	委員
14	岡本 さわら		仲宿おとしより相談センター 管理者	委員
15	奥西 史郎		東京司法書士会企画部次長	委員
16	室岡 学		池袋労働基準監督署安全衛生課長	委員
17	薬袋 高久		池袋公共職業安定所 専門援助第二部門 統括職業指導官	委員
18	宮田 賀代子		板橋区介護サービス全事業所連絡会顧問	委員
19	田中 実里		社会福祉法人 JHC 板橋会 JHC 赤塚施設長	委員
20	市川 直樹		東武鉄道株式会社大山駅駅長	委員
21	田村 修三		はすね会板橋区精神障がい者家族会会長	委員
22	宮田 正博		板橋区立中学校長会健全育成部長 板橋区立上板橋第二中学校校長	委員
23	石黒 雅浩		東京都立精神保健福祉センター所長	委員
24	伊藤 浩士		警視庁板橋警察署生活安全課防犯係担当係長	委員
25	土田 真也		板橋消防署災害対策調整担当課長	委員
26	白戸 舞	板橋区職員	健康生きがい部志村健康福祉センター所長	委員
27	丸山 博史		福祉部長	委員
28	佐久本 佳子		福祉部障がい政策課長	委員
29	佐々木 三良		子ども家庭総合支援センター所長	委員
30	清水 正隆		子ども家庭総合支援センター支援課長	委員
31	林 栄喜		教育委員会事務局次長	委員
32	石野 良恵		教育支援センター所長	委員
33	堀内 雅一		教育支援センター統括指導主事	委員
34	三浦 康之		健康生きがい部長	委員
35	長嶺 路子		保健所長	委員



9つのめざす姿
(健康)のシンボル

板橋区基本構想において、区が将来像
「未来をひらく 緑と文化のかがやくまち “板橋”」の
実現に向けて掲げた「9つのめざす姿」を
視点ごとに象徴したものです

いたばし健康プラン 2030(板橋区健康づくり 21 計画)

板橋区食育推進計画

いのちを支える地域づくり計画 2030

編集 板橋区健康生きがい部健康推進課

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

TEL 03-3579-2302 FAX 03-3962-7834

ki-kenkan@city.itabashi.tokyo.jp

令和8年3月発行

刊行物番号 R07-154



板橋区
ITABASHI

みんなに かけ橋